

諮問庁：林野庁長官

諮問日：平成27年12月24日（平成27年（行個）諮問第203号）

答申日：平成29年2月20日（平成28年度（行個）答申第182号）

事件名：本人が提出した請願書を農林水産大臣（大臣官房）から受け取ったことが記載されている文書等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月31日付け27林国業第53号により林野庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とされた文書に記録された本件対象保有個人情報の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の記載によると、おおむね次のとおりである。（なお、意見書及び異議申立人が添付している資料は省略する。）

請願は農林水産大臣に対して行ったものであり、指導対象として指摘した林野庁からの返答を求めたものではありませんし、返答は、その林野庁の中の、一室長からの返答となっています。

このような、請願を受けた者以外の、請願者が想定しなかった者が返答することになった場合は、どのような理由から、そのような対応となったのかを明確にしておくことが必要となります。

このことは、最初に請願者に説明しなければ、どうしてこのようなことになったのかが全く分からない形での返答では、適正な請願の処理とはいえません。

農林水産大臣が、どのような理由から、林野庁に返答することを指示したのか。

農林水産大臣から指示されたことが、妥当なのかどうかを検討するために、林野庁内でどのような検討が行われたのか。

そして、どのような回答を行うか、行ったのかを、指示した農林水産大臣に報告することは、憲法16条に基づいた請願権を最大限に尊重する上で、必要不可欠な対応であります。

請願を行政側の都合で処理したのではなく、適正に処理したというのであれば、このことを明らかにするために、処理の経過を記載した文書、担当者のメモがあるならばそれを含めて、関係文書を全て公開することを求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分において一部不開示とした理由

##### (1) 開示請求があった保有個人情報

異議申立人が提出した保有個人情報開示請求書の別添には、開示を求める具体的な文書として、以下の5件の行政文書の名称が記載されていた。

- ① 農林水産大臣宛てに提出した請願書を、農林水産大臣（大臣官房）から、受け取ったことが記載されている文書（大臣官房等からの送付文等）
- ② その文書が、林野庁内部で回覧等されたことを示す文書
- ③ 大臣宛ての請願に対する回答を決裁した文書
- ④ 回答する旨を、農林水産大臣（大臣官房）に報告した文書
- ⑤ 回答を発送したことを証明する文書

##### (2) 原処分において一部不開示とした理由

上記(1)の③及び⑤の文書については、該当する行政文書を部分開示した。①、②及び④の文書については、当庁において個人情報として作成又は取得した事実はなく、保有していないので不開示とした。

#### 2 異議申立人が農林水産大臣宛てに送付した平成27年6月10日付けの「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」（以下「本件請願書」という。）についての対応経緯

郵送された本件請願書は、農林水産省大臣官房で受け取り、その後、林野庁林政部林政課を経て、請願内容を所管する同庁国有林野部業務課国有林野管理室（以下「国有林野管理室」という。）に回付された。

国有林野管理室において対応を検討し、決裁の後、平成27年6月24日付けで異議申立人に対し回答文書を送付した。

#### 3 原処分を維持する理由

異議申立人が開示を求める上記1(1)の①、②及び④の文書に記録された保有個人情報を不開示とした原処分を維持する理由を以下のとおり説明する。

上記1(1)の①の文書については、林野庁では、「農林水産大臣（大臣官房）」から本件請願書を「受け取った」ことが明記された行政文書を

作成又は取得した事実はなく、該当する行政文書は特定できなかったため不開示とした。

上記1（1）の②の文書については、上記1（1）の①の文書を特定できなかったため、上記1（1）の②に該当する行政文書も特定できず不開示とした。

上記1（1）の④の文書については、本件請願書への回答に当たり、回答する旨を農林水産大臣（大臣官房）に報告した文書を作成又は取得した事実はなく、該当する行政文書は保有していないので不開示とした。

以上の理由から、本件開示請求に係る原処分について、一部不開示としたことは妥当であり、原処分を維持することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |               |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成27年12月24日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成28年2月2日   | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 平成29年2月8日   | 審議            |
| ⑤ | 同月16日       | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる各文書に記録されている保有個人情報である。

処分庁は、別紙に掲げる各文書に記録されている本件対象保有個人情報については、これを保有していないとして、本件対象保有個人情報を不開示とする決定（原処分）を行った。

##### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3）において、本件対象保有個人情報につき、林野庁本庁では保有していない旨説明するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に更に確認させたところ、次のとおりであった。

###### ア 文書1について

(ア) 異議申立人が農林水産大臣宛てに郵送した本件請願書は、大臣官房文書課（現・広報評価課。以下「文書課」という。）において接受され、「請願の取扱フロー」に基づき文書課文書管理班長による請願内容の確認を受け、その内容が林野庁の所掌に属するものであることから、文書課から林野庁の請願窓口である林政課に回付され、その後、林政課から主管課である業務課に回付され、さらに、同課の文書管理担当者を通じ、国有林野管理室の担当職員に回付されたものである。

(イ) このように文書課から林野庁に回付された接受文書について、林

野庁において、農林水産大臣（大臣官房）から当該文書の回付を受けた旨の記録を作成しなければならないという規定は存しない。

したがって、文書1については、林野庁本庁では作成又は取得しておらず、保有していない。

(ウ) なお、本件請願書については、林野庁において、農林水産省行政文書取扱規則（以下「行政文書取扱規則」という。）11条の規定に基づき当該請願書に接受印を押印し、その後、同規則12条1項及び2項の規定に基づき行政文書の登録等を行い、同条3項の規定に基づく文書番号表示印を押印しているが、これらは、いずれも林野庁が文書課から回付を受けずに直接接受した文書にも押印されるものであって、「農林水産大臣（大臣官房）から、受け取ったこと」を意味するものではない。

#### イ 文書2について

本件請願書については、国有林野管理室の担当職員に回付されたが、こうした事務的な文書処理の経過について逐一記録すべきとする規定はなく、そのような記録を作成した事実もない。

そのほか、本件請願書について、林野庁内部でこれを回覧等しなければならない規定はなく、これが回覧等された事実もない。

したがって、文書2については、林野庁本庁では作成又は取得しておらず、保有していない。

#### ウ 文書3について

本件請願書については、これに対して回答することに関して、大臣官房の職員に対して口頭による情報提供をしたにすぎない。

すなわち、本件請願書の回付を受けた国有林野管理室の担当職員が、林野庁長官に説明を行ったところ、同長官から、農林水産大臣の指示を受ける必要はなく「請願の取扱フロー」に基づく対応の必要はないものの、林野庁として適切な対応をするようにとの指示がされた。そこで、上記担当職員において国有林野管理室長名での回答案を作成し、これについて同長官の了解を得たが、その際、同長官から回答する旨を大臣室の職員に念のため情報提供するよう指示がされたため、大臣室の職員に口頭で情報提供を行ったところ、これに対して、農林水産大臣名での対応を要する旨の指摘はなく、資料の求めもなかった。その上で、異議申立人宛てに簡易書留により回答文書を郵送したものである。

したがって、文書3については、林野庁本庁では作成又は取得しておらず、保有していない。

(2) 以上を踏まえ、以下検討する。

ア 当審査会において、諮問庁から提出を受けた行政文書取扱規則及び

「請願の取扱フロー」を確認したところ、文書課から林野庁に回付された接受文書について、林野庁において、文書課から当該文書の回付を受けた旨の記録を作成すべきとする規定や、これを林野庁内部で回覧すべきなどとする規定はないことが認められ、本件請願書を農林水産大臣（大臣官房）から受け取った旨が記録されている文書や、その文書が林野庁内部で回覧等されたことを示す文書は作成、取得していない旨の諮問庁の上記（１）ア及びイの説明が不自然、不合理であるとはいえない。

イ 当審査会において、諮問庁から本件請願書の写し及びこれに対する回答書の写しの提出を受け、その内容を確認した上、上記「請願の取扱フロー」を確認した結果によれば、大臣室の職員に口頭で情報提供を行っただけであるとする諮問庁の上記（１）ウの説明が不自然、不合理であるとはいえない。

ウ 以上に加え、他に林野庁本庁において文書１ないし文書３を保有していることをうかがわせる事情は存しないことから、林野庁本庁において本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、林野庁本庁において本件対象保有個人情報保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

## 別紙

特定個人が行った農水大臣宛「林野庁の組織的隠蔽を是正する為の指導を求める請願書」の処理に関する以下の書類

文書1 農林水産大臣宛に提出した請願書を，農林水産大臣（大臣官房）から，受け取ったことが記載されている文書（大臣官房等からの送付文等）

文書2 その文書が，林野庁内部で回覧等されたことを示す文書

文書3 回答する旨を，農林水産大臣（大臣官房）に報告した文書